

成年後見制度の相談窓口を開設しました

成年後見制度利用促進のための中核機関

成年後見制度とは...？

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、財産管理（不動産や預貯金などの管理、相続手続など）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結など）などの法律行為をひとりで行うのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。

このような判断能力の不十分な方々を法的に保護し、支援するのが成年後見制度です。

こんなお悩みありませんか？

- ◆ 成年後見制度を具体的に知りたい
- ◆ 利用するにはどのような手続きを行えば良い？
- ◆ 認知症等でお金の管理に不安のある利用者がいる
- ◆ 障害のある子を抱える親から親亡き後の不安を相談された
- ◆ 知人や悪徳業者から騙され、ご本人が分からないうちに不必要に財産を減らしてしまっている方がいる
- ◆ 身寄りのない高齢者の支援をしているが、将来、認知症が進行した場合、入院や入所はどうしたらいいのだろう...

中核機関の機能

- ☑ 成年後見制度の相談
ご本人や家族、ケアマネ、計画相談、施設職員など、様々な方から成年後見制度に関する相談をお受けします。
- ☑ 地域連携ネットワークの構築
成年後見制度が必要なご本人、家族、支援関係者を繋ぎ、ご本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行うためのチームづくりを行います。
- ☑ 成年後見制度の利用促進
成年後見制度が必要な方が、どのような後見人が必要か検討を行います。
また、地域における成年後見人の担い手の育成に向けた取り組みを行います。
- ☑ 成年後見制度の普及啓発
成年後見制度に関する講演会や研修会などを開催し、制度の周知を行います。

中核機関へご相談ください

不安な点や問題について、どうしていけばよいか具体的な方法を一緒に考えていきます。

北杜市社会福祉協議会 権利擁護センター

☎ 0551-46-1005


受付時間 月曜日～金曜日（土日・祝日を除く）

8時30分～17時30分

FAX 0551-47-5206

〒408-0011

北杜市高根町箕輪新町50

詳しい相談の流れは裏面をご覧ください 

相談から成年後見制度利用までのフローチャート

